

庁議（令和2年1月7日）結果について

- 1 開催日 令和2年1月7日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 産業振興部長、市民部長、健康・こども部長、都市整備部長
交通政策担当部長、行政総務課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

- (1) 平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、個人番号を利用できる事務が追加された。これに伴い、平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例について別表を整備するほか、必要な規定を整備する。 施行期日 公布の日等
結果	審議の結果承認された。

- (2) 平塚漁港管理条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none">1 目的 新港の背後地に広場を整備するに当たり、条例に位置付けるとともに、漁港施設の使用にかかる禁止事項と、施設の目的外使用料の金額等を新たに定めるものです。2 改正内容 ・第2条「漁港施設の維持管理」に関する条項に、「広場」が該当する「漁港環境整備施設」に関する記述を追加する。 ・第3条「漁港の保全」に関する条項に、漁港区域内における禁止事項として、「火気の使用」と「利用者の生命または身体に危険が及ぶおそれのある行為」を規定する。 ・第12条関係の「別表」の中で、「使用料」の種別に「目的外使用料」を設け、「露店」「業として行う映画の撮影又は興行」などの項目と使用料額を規定する。3 施行日 令和2年4月1日
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 目的</p> <p>平成30年6月に、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公平な取引環境の促進を図るため、卸売市場法が一部改正され、併せて神奈川県地方卸売条例が廃止されることを受けて、市の卸売市場業務条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none">・「卸売業者の許可」に関する事項を規定 <p>これまで、卸売業者の事業許可に関することは県条例で規定されていたが、卸売市場法の改正に伴う県条例の廃止により、市条例の中で、卸売業者の許可に関する事項を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none">・卸売市場法で規定された「共通ルール」を規定 <p>公平な取引を保障し取引の自由度を上げる「売買取引の方法の公表」や「差別的取扱いの禁止」などの共通ルールを規定する。</p> <ul style="list-style-type: none">・規制緩和に向けた「取引ルール」を削除 <p>市条例で規定していた取引のルールである「第三者販売の禁止」や「商物一致の原則」に関しては、規制緩和の動きに合わせ、条項から削除する。</p> <p>3 施行日 令和2年6月21日</p>
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正趣旨</p> <p>「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」に基づく措置として、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号）が令和元年6月14日に公布されました。</p> <p>これに伴い、令和元年12月14日付で「印鑑登録証明事務処理要領」の一部が改正され、印鑑登録資格の審査基準の適正化を図り、成年被後見人等の人権の尊重と権利の保護を図るため、『平塚市印鑑条例』の一部を改正し所要の規定の整備をするものです。</p> <p>2 主な改正点</p> <p>(1) 印鑑登録ができない者として「成年被後見人」を改め「意思能力を有しない者」とし、成年被後見人を一律に排除するのではなく、意思能力の有無を審査基準とします。</p>
----	--

	<p>(2) 印鑑登録の抹消事由である「後見開始の審判を受けたとき」を削除し、当該事由を第6号の「その他市長が抹消すべき理由が生じたと認められたとき」に含めるものとします。</p> <p>3 施行年月日 令和2年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市子ども・子育て基金条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>平成28年に子ども・子育てに係る施策の充実及び安定を図る目的で「平塚市子ども・子育て基金」を設置しました。その有効期限が本年度末となっていることから、引き続き子ども・子育てに係る施策の推進に基金を活用できるよう有効期限を令和6年3月31日までの4年間延長するため、平塚市子ども・子育て基金条例の一部改正を行うものです。</p>
結果	審議の結果承認された。

(6) 平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づく「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、この基準をもとに規定している「平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員認定資格研修の実施者について、「都道府県知事」に「指定都市の長」を追加したもの。 ・放課後児童支援員の資格（保育士等）を満たしていれば、令和元年度末までに認定資格研修を修了する予定の者を、放課後児童支援員としてみなすことが可能であったが、この期間を延長するもの。
結果	審議の結果承認された。

(7) 平塚市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由</p> <p>改正民法の施行及び用途廃止に伴い、平塚市営住宅条例の関連条文を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 市営住宅保証人の極度額を入居時（請書更新時）の家賃12月分とする。</p> <p>(2) 敷金返還において控除する債務に駐車場使用料を加える。また、賃貸人は敷金を未履行の債務の弁済に充てることができることとす</p>
----	---

	<p>る規定が新設されたため所要の改正を行う。</p> <p>(3) 不正入居者に対する家賃の損害賠償請求に係る利率を「年5分」から「法定利率」とする。</p> <p>(4) 市営岡崎住宅の一部用途廃止に伴い別表から所在地を削除する。</p> <p>(5) 上記改正に伴う項ずれ等の修正を行う。</p> <p>3 施行日 令和2年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 平塚市自転車活用推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>平成29年5月に「自転車活用推進法」が施行され、市町村は、国や都道府県の「自転車活用推進計画」を勘案して、区域の実情に応じた「市町村自転車活用推進計画」を定めるよう努めなければならないとされました。本市においては、「自転車を活用した観光やスポーツの振興」、「自転車を活用した健康づくり」、「災害時の自転車活用」等を既存計画である「平塚市自転車利用環境推進計画（平成27年3月策定）」に新たな分野として盛り込み、本市の自転車活用を推進することを目的に「平塚市自転車活用推進計画」を新たに策定します。なお、既存計画である「平塚市自転車利用環境推進計画」は、本計画に踏襲し包括することから、今回の計画策定に合わせて廃止するものとします。</p> <p>本計画は、自転車の走行環境整備（走る）、自転車の駐輪環境整備（停める）、自転車を安全に利用するためのルール、マナー啓発（守る）、まちの活性化に繋がるような自転車活用の推進（活かす）のハード施策及びソフト施策に、本市をはじめとする関係者が一体となって取り組む計画であり、令和2年度（2020年度）から令和9年度（2027年度）までを計画期間とします。</p> <p>つきましては、次のとおりパブリックコメント手続を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見の募集期間 令和2年1月30日(木)～2月28日(金) 2 募集内容の周知 広報ひらつか(令和2年2月第1金曜日号)及び市ホームページ 3 素案の閲覧方法 市役所、各公民館、各図書館、駅前窓口センター、市民活動センター 4 意見の募集方法 郵送、FAX、電子メール等
----	---

以 上